

答 申

〇〇〇水利組合に対する固定資産税の課税処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、令和4年5月26日付けで諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件処分に対する審査請求は、棄却すべきである。

第2 事案の概要

- 1 処分庁（税務課）は、本件事案の土地の所有者であるとして、十日町市税条例（平成17年十日町市条例第70号。以下「条例」という。）第41条第1項の規定により〇〇〇水利組合（以下「組合」という。）に対して固定資産を賦課し、令和3年5月14日付けで組合の納税管理人である審査請求人に対して条例第57条第1項に規定する納税通知書を発出した。
- 2 審査請求人は、上記1の納税通知書の内容を令和3年5月20日に確認し、課税処分があったことを知ったのち、令和3年8月2日、処分庁に対し、存在していない組合が納税義務を履行する必要はないとして審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、課税のためには納税義務者が実際に存在しているか否かの確認が必要であって、処分庁が組合の存在の確認をせずに課税している状況においては、納税する根拠がないと主張している。
- (2) 組合は組合員も存在せず、遙か以前より活動実態もなく消滅している。税の賦課に当たっては本件の土地の所有者＝組合が存在していることが前提であると考えことから、存在の有無の確認なくして税を賦課することは片手落ちであり道理に反する。
- (3) 「所有者が消滅しているときは現に所有している者が所有者である」ならば、〇〇〇〇土地改良区が所有者であると判断する。
- (4) 納税義務者に代わり〇〇集落が納税してきたのは、組合の組合員が〇〇集落（以下「集落」という。）の住人であり、水路とその下流の堤の受益者は集落である。
- (5) 納税管理人である自身が存在しなくなれば、組合の登記住所は存在しないことから納税通知書も届かなくなり、税の徴収は宙に浮いてしまう。
- (6) 土地改良法の運用について（昭和24年10月5日農林水産省24農地第926号農林事務次官通達）（以下「昭和24年通達」という。）により、組合は解散

手続をしなくても3年以内には解散するもの、あるいは組織変更して土地改良区になるものとする」と記載されている。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は地方税法（以下「法」という。）第343条第2項前段及び条例第41条第2項前段の規定により、登記簿に所有者として登記されている者である組合に課税（台帳課税主義による課税）していることから、処分に問題となる点はない。
- (2) 審査請求人の主張する組合の消滅については、組合は法人格もなく、確認することはできない。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には全く理由がないとは言えないものの、本件処分を取り消すべきとまでは言えないことから、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件に係る法令等の規定について

ア 法及び条例の規定について

法第343条第2項前段及び条例第41条第2項前段の規定により、固定資産税を課される所有者とは、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者であるとされている。

ただし、登記又は登録されている者である個人又は法人が死亡又は消滅している場合は、法第343条第2項後段及び条例第41条第2項後段において、当該土地又は家屋を現に所有している者を所有者とする旨規定され、現に所有している者とは、固定資産税の賦課期日において所有権が現に帰属していたことが必要であり、相続その他の事由に基づき民法その他の規定により当該固定資産を現実に所有している者をいうとされている。

法第343条第5項前段及び条例第41条第5項前段においては、政令で定める方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（災害等によるものを除く。）に、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることが規定されている。

また、法第359条及び条例第54条の規定により、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日と規定されている。

イ 昭和24年通達及び土地改良法施行法の規定について

昭和24年通達及び土地改良法施行法（昭和24年法律第196号。以下「施行法」という。）では以下のとおり示され、又は規定されている。

(ア) 昭和 24 年通達について

耕地整理組合で事業終了後管理すべき水利施設などのないもの、かような施設があっても規模が小さくむしろ農業協同組合等に引きついだ方がよいと認められるものは、3 年以内に事業をなるべく終了して解散することが望ましい。

その他の耕地整理組合、普通水利組合(略)は原則として、組織変更して土地改良区になるものとする。

(イ) 施行法の規定について

法律の認可を得て開始し、法令の規定により設立された普通水利組合は、施行法の施行の日から起算して 3 年を経過したときに現に存するものは、その時に解散することが規定されている。

普通水利組合が一定の条件下において土地改良区となることができる旨規定されている。

普通水利組合が土地改良区となるためには、定款及び土地改良事業計画を定め、その他土地改良区となるのに必要な行為をして、都道府県知事の認可を受けなければならないこと、当該認可があったときは、普通水利組合は土地改良区となることが規定されている。

(2) 本件処分の違法性及び不当性の有無について

ア 全部事項証明書に記載の所有者である組合に課された賦課処分であり、台帳課税主義に基づいた処分であるという点において違法性はない。

イ 組合が消滅していると客観的に判断できる書類が存在しない以上、法的には行政が消滅したと判断することはできず、消滅しているか否か不明であると言わざるを得ない。

ウ 法第 343 条第 2 項後段及び条例第 41 条第 2 項後段の規定について、組合は法的には消滅したと判断できないことから、適用できない。

エ 法第 343 条第 5 項前段及び条例第 41 条第 5 項前段の規定について、所有者が現存するか不明である本事案は、土地の使用者に対して固定資産税を課することができる可能性があるが、過去の納付状況等から、直ちに当該所有者探索などの調査を行う必要があったとまでは断言できず、よって、本件処分は違法又は不当とまでは言えない。

(3) その他の審査請求人の主張について

いずれの主張も成立せず、採用できない。

第5 調査審議の経過

当審査会の調査審議の経過は以下のとおりである。

日にち	経過
令和4年5月26日	本諮問の受付
令和4年6月20日	審査請求人による審理員意見書の内容に対する意見を税務課から受領
令和4年6月23日	審議（答申の方向性、概要を決定）
令和4年6月29日	答申を決定（委員による書面の確認）

第6 審査会の判断の理由

1 審理員の審理手続について

審理員による審理手続及び審理員意見書の内容については、概ね適正であると判断する。

なお、審査請求人が文書（令和4年6月6日付）で主張する審理員意見書の内容が事実誤認であるとの意見については、後述のとおり、本件の結論を左右するものではないことから、その適正性については当審査会においては判断しない。

2 本件処分に対する判断について

(1) 組合の消滅について

処分庁は課税主体の実態を調べることは可能であるが、組合の消滅を確定させる権限はなく、所有権は裁判（司法）により確定するものである。よって、法的には、組合は「消滅しているか否か不明」な状況である。

(2) 法令の規定について

処分庁は、法第343条第2項前段及び条例第41条第2項前段の規定により、土地の全部事項証明書に所有者として記載のある組合に課税しており、本件処分は適法な処分である。

ただし、法第343条第5項前段及び条例第41条第5項前段においては、所有者の存在が不明である場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる旨規定されており、今後については、法令の定めにより使用者に対する課税もあり得ると考える。

なお、過去の納付状況等から直ちに当該第5項前段の規定を適用すべきであったとは考えられず、加えて当該第5項前段の規定は義務規定ではなく、当該第5項前段の規定を本件処分の際に適用しなかった点を踏まえても、本件処分は適法な処分であると判断する。

(3) その他の審査請求人の主張について

土地改良法施行法に関連した主張及び〇〇〇〇改良区に関連した主張等についても審査をした結果、いずれの主張も処分庁の課税処分に違法又は不当な点がないとする結論を左右するものではなく、争点に影響を及ぼすもので

もないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

この結論は、「組合が消滅しているか否か不明であること。」及び「所有権の有無の判断は司法が行うものであること。」の2点から導き出すものであることから、審査請求人の主張の正否にかかわらず判断するものである。よって、審査請求人が文書（令和4年6月6日付）で主張する審理員意見書の内容が事実誤認であるとの意見が仮に正しいとしても、結論は変わらない。

3 結論

以上のとおりであり、当審査会は上記第1のとおり答申する。

令和4年6月30日

十日町市行政不服審査会

会 長 江口 裕之
委 員 関 雅夫
委 員 高橋 昇男